



メータ氏のTPPの記事に寄せて ～全体像と日本の知財法のこれから～

TPPというと「米国の思惑どおり」「米国基準の押し付け」という声も一部では聞かれる。一方、これまではTPPと日本の知財法の関係、あるいは米韓のFTAとの関係が多く議論されてきたが、メータ氏原稿では、TPPと米国の知財関連法を分かりやすく対比しているところが画期的であり、日本の読者にとって役立つ内容である。

Sun East 知的財産事務所 所長・弁理士 森 智香子

1. 公開された案の全体像と特徴

TPPにおける知的財産の章は1～16条までであり、1条は一般規定、2～9条が各分野に関する事項、10条以降で権利行使に関する内容がまとめて規定されています。

メータ氏の記事の中で説明している2条は商標に関する案です。地理的表示に関する内容もここに含まれています。

また、8条には特許に関する案が示されています。記事では、8条中、8.5条と8.6条が除かれていますが、これらについて公開された情報の中には具体的な案が記載されておらず、それぞれボーラー条項（後発医薬品の承認申請を目的とした試験に関する規定）と「特許期間の回復・調整に関する条項を予定している」とだけ記載されています。

記事の中では紹介されていませんが、4条に著作権および隣接権、5条に著作権、6条に隣接権があります。権利行使については知的財産全般についてまとめて規定されていますが、なかでも海賊版や模倣品に関する規定が目立っています（これらには、厚い手当がなされています）。

公開された案の中には、例えば「医療行為と特許」のように、主要国においても意見が対立し、手続きも不統一でコンセンサスがとれていない分野についても踏み込んだ規定があります。医療行為については、特許の保護対象外としている国や地域が少なくないことから、今後の動向を注視すべきでしょう。商標、著作権、ドメインに至るまで幅広い分野についてそれぞれ2～9条まで設けてあり、なかには細かいことまで規定しているものがあることにも注意が必要です。

2～9条の中で、意匠に特化したものは見受けられません。ただし一般規定（1条）には、TPP当事国が意匠の国際登録に関するヘーグ協定（Hague Agreement Concerning the International Registration of Industrial Designs）に加盟することを後押しするような規定が存在します。日本は目下、検討中ですが、米国は昨年12月に大統領の署名を得て、同協定に加盟するための法律が成立しています。

2. 国内法との関係へ

メータ氏の記事の中で、米国内法との関係が紹介されていますが、各当事国ではTPPと国内法の関係という点において、今後さらに議論が広がっていくでしょう。

公開されたTPPの知的財産の案を見ると、比較的国内法との関係が分かりやすいものから、解釈次第であると思われるものまでさまざまです。

例えば、商標に関する2.1条に、「音もしくは匂いであるという理由のみで商標の登録を拒絶することができない」という規定があります。日本の現行の商標法では音や匂いを商標の保護対象から除外しており、国内法との関係で問題があるというのは分かりやすいでしょう。

一方で、例えば4.2条ですが、この規定は各当事国が地理的表示を商標として保護することを求めています。日本の現行の商標法には地域団体商標という日本独自の制度があり、地理的表示を商標として全く保護していないわけではありません。

地域団体商標制度の場合、「地名＋商品名（役務名）」を保護する制度となっており、こういった制度であっても、解釈によっては国内法で既にカバーできているということがいえるのかもしれません。しかし、地理的表示と「地名＋商品名（役務名）」は、厳密に言えば別であると解釈するのであれば、現行の商標法では十分に対応できていないということになる可能性もあります。

限られた情報の中でもまずはTPPの交渉内容を具体的に検討することが大事です。メータ氏の記事が日本の読者にとって役立つものであることを願います。

森 智香子

Sun East 知的財産事務所 所長・弁理士

早稲田大学非常勤講師。平成25年度日本弁理士会意匠委員会副委員長。農林水産省地理的表示保護制度研究会委員。「発明」「知財管理」「China IP」等における執筆多数。発明協会から「中国デザイン関連法」を出版。WIPOのマドリッドワーキンググループにオブザーバーとして参加するなど、国際的に活躍している。